旭川市報道依頼

各報道機関　様

発表日	平成３０年１１月２６日
発信課	農業センター技術普及係
担当者	田中
連絡先	電　話　６１－０２１１
	ＦＡＸ　６３－２４５４
	E-mail nougyoucenter@city.asahikawa.hokkaido.jp

分　　類	イベント･行事　募集　契約･入札　会議･説明会　その他 （該当する分類を囲むこと。）
日　　程	平成３０年１１月８日　～　平成３１年３月３１日
発表項目 （行事名）	天候不順等による農業被害に対する緊急対策事業の検討に伴う土壌診断手数料免除措置の先行実施について
概　　要 （趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。）	平成３０年度は年間を通じた低温，日照不足や７月の大雨等が影響したことにより全ての農作物が不作になった年であり，次年度に向けての対策が求められていることから，当市では現在，農業緊急対策事業の検討に着手しております。 当事業は，生産者の意向に沿いつつ，即効性及び実効性があり，今後の営農意欲向上に寄与する施策が必要である，という観点から事業内容を検討しているところですが，他の施策に先立ち，当市農業センターで実施している土壌診断推進事業の分析手数料につきまして，農業者からの分析申請に限り免除とする措置を実施することを決定いたしました。 当施策は，異常気象等により被害を受けた土壌状態の回復を始めとして，農作物全般において生産の根幹となる「健全な土づくり」を支援するものであり，市内農協からの支援要望内容とも合致するとともに，次年度の作付けに間に合う時期であること，そして品目を選ばず全ての農作物に効果が期待できることから，現在検討中の他の緊急対策に先駆けて当施策のみ先行的に今年度の事業として実施いたします。 つきましては，本件の報道に御協力下さいますようお願いいたします。 １　内容 土壌診断手数料（一般分析，総合分析）の免除 ２　対象者 農地台帳に登載のある旭川市内在住の農業者 ３　実施期間 平成 30 年 11 月 8 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
添付資料	有　・　~~無~~　　土壌分析緊急推進対策事業実施要領
報道（取材）に当たってのお願い	
備　　考	

土壌分析緊急推進対策事業実施要領

１　目的

旭川市農業センターにおいて実施している土壌診断事業は，土壌の肥効成分を化学的に分析することで肥料分の過不足を明らかにし的確な施肥量を診断する事業であり，良質かつ安定した収量を確保するとともに肥料に要する経費を抑制するのに効果的な「適正施肥」の実施において必要不可欠な事業であり，市内農業者からも作付品目を問わず広く利用されているものである。また，適正施肥に基づく健全な土づくりを推進するには長い年月に及ぶ地道な活動を必要とし，一過性の取り組みだけでは実現することは難しいのが実情である。

平成３０年度の気象経過は，作物の生育に重要な時期である６～７月の期間に長期の低温低日照や台風被害などの異常気象に見舞われたことを一因として，市内の農作物の生産及び出荷にも少なからず悪影響を及ぼしているところであり，近年相次いでいる異常気象においても極力影響を小さくするためには，生産者圃場の土づくりが重要である。

このような緊急的であると同時に，継続的な取り組みが要求される背景を踏まえ，改めて生産者の土づくりに対する取り組みの必要性に関する認識を高めることで，安定した農業生産を持続的に確保する効果を生み出すことを目的として，平成３０年度の土壌診断手数料について免除とする施策を実施する。

２　事業内容

１の目的を達成するため，当市は農業センターに備わる土壌分析機能を最大限に発揮するよう努めるものとする。

当事業に基づく土壌診断手数料は，旭川市農業センター条例第５条第４項の規定に基づき免除する。

３　対象の範囲

旭川市農業委員会所管の農地台帳に登載のある市内在住の農業者であり，土壌分析結果及び土壌診断に基づき，次期の営農計画策定に向けて積極的に活用する意思のある者から提出される試料を対象とする。

なお，当該の農業者が市内の農業協同組合（あさひかわ農業協同組合，東旭川農業協同組合，たいせつ農業協同組合又は東神楽農業協同組合のいずれか）に所属する場合は，各農業協同組合を経由して試料を提出する場合も当事業の対象に含むこととする。

４　実施期間

当事業の実施期間は平成３０年１１月８日から平成３１年３月３１日までとする。